八　昭和六十二年郵政省告示第九百二十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八の項から一二の項までを削る。

九　昭和六十三年郵政省告示第二百四十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二六の項から二九の項までを次のように改める。

二六	削除
二七	削除
二八	削除
二九	削除

十　平成元年郵政省告示第百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一五の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表一六の項を次のように改める。

一六	削除

第二項の表一七の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十一　平成元年郵政省告示第六百七十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二五の項から二八の項までを削る。

第二項の表二の項及び八の項中「同右」を「放送業務用」に改め、同表九の項を次のように改める。

九	削除

第二項の表一三の項中「同右」を「人命・財産の保護用」に改め、同表一四の項を次のように改める。

一四	削除

十二　平成三年郵政省告示第二百三十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四四の項から五八の項までを削る。

十三　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表九〇の項を次のように改める。

九〇	削除

十四　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表五二の項を次のように改める。

五二	削除

十五　平成六年郵政省告示第百十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三二の項を次のように改める。

三二	削除

第二項の表三三の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

十六　平成七年郵政省告示第三十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八一の項から八六の項までを削る。

十七　平成十年郵政省告示第八十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表三八の項から四一の項までを削る。

十八　平成十年郵政省告示第三百五十六号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一〇の項を次のように改める。

一〇	削除

十九　平成十年郵政省告示第五百三十九号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二の項を次のように改める。

二	削除

二十　平成十一年郵政省告示第三百三十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二三の項を次のように改める。

二三	削除

第二項の表二四の項中「同右」を「電気供給業務用」に改め、同表二七の項を次のように改める。

二七	削除

二十一　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除

第一項の表五四の項を次のように改める。

五四	削除

第一項の表六〇の項から六三の項までを次のように改める。

六〇	削除
六一	削除
六二	削除
六三	削除

第一項の表六九の項を次のように改める。

六九	削除

第一項の表七三の項を次のように改める。

七三	削除